

電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）（20210319保局第1号）の一部を改正する規程  
新旧対照表

〔改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。〕  
〔改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。〕

改正後	改正前
<p style="text-align: right; margin-right: 20px;"> <u>制定</u> 20210319保局第1号                      令和3年3月31日  <u>一部改正</u> <u>20220328保局第2号</u>  <u>令和4年4月1日</u> </p> <p style="text-align: center;">電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）</p> <p style="text-align: right;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦</p> <p>電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号。以下「規則」という。）第3条は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第106条の規定に基づき、事業用電気工作物において、感電等による死傷、電気火災、主要電気工作物の破損、供給支障、ダムによって貯留された流水の異常放流、その他社会的影響の大きい事故が発生したとき、その施設を管理する電気事業者（法第38条第3項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下同じ。）又は法第38条第3項に規定する自家用電気工作物を設置する者（以下「自家用電気工作物設置者」という。）に対し、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に電気事故に関する報告義務を課すとともに、その報告の範囲、方法等について定めている。</p> <p>（略）</p> <p>【第3条第1項第4号、第5号】主要電気工作物の破損事故</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>四 （略）</p> </div> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 語句・文章の解釈</p> <p>① 「主要電気工作物」：規則<u>第1条第2項第3号</u>に掲げているものをいう。主要</p>	<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">20210319保局第1号 令和3年3月31日</p> <p style="text-align: center;">電気関係報告規則第3条及び第3条の2の運用について（内規）</p> <p style="text-align: right;">経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 太田 雄彦</p> <p>電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号。以下「規則」という。）第3条は、電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第106条の規定に基づき、事業用電気工作物において、感電等による死傷、電気火災、主要電気工作物の破損、供給支障、ダムによって貯留された流水の異常放流、その他社会的影響の大きい事故が発生したとき、その施設を管理する電気事業者（法第38条第3項各号に掲げる事業を営む者に限る。以下同じ。）又は法第38条第3項に規定する自家用電気工作物を設置する者（以下「自家用電気工作物設置者」という。）に対し、経済産業大臣又は電気工作物の設置の場所を管轄する産業保安監督部長に電気事故に関する報告義務を課すとともに、その報告の範囲、方法等について定めている。</p> <p>（略）</p> <p>【第3条第1項第4号、第5号】主要電気工作物の破損事故</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> <p>四 （略）</p> </div> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 語句・文章の解釈</p> <p>① 「主要電気工作物」：規則<u>第1条第2項第4号</u>に掲げているものをいう。主要</p>

改正後	改正前
<p>電気工作物は、発電所等の運転、維持又は保安対策上必要不可欠な電気工作物として定めているものであり、工事計画認可又は届出が必要な電気工作物を基本としている。<u>同項第3号</u>に規定しているとおり、主要電気工作物は、別に告示する（平成28年経済産業省告示第238号）「主設備」から構成されている。</p> <p>② 「破損事故」：規則第1条第2項第5号に掲げるものをいい、電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること」又は「その使用が不可能となり、若しくはその使用を中止すること」をいう。</p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p><b>【第3条第1項第6号】 発電支障事故</b></p>	<p>電気工作物は、発電所等の運転、維持又は保安対策上必要不可欠な電気工作物として定めているものであり、工事計画認可又は届出が必要な電気工作物を基本としている。<u>同項第4号</u>に規定しているとおり、主要電気工作物は、別に告示する（平成28年経済産業省告示第238号）「主設備」から構成されている。</p> <p>② 「破損事故」：規則第1条第2項第6号に掲げるものをいい、電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること」又は「その使用が不可能となり、若しくはその使用を中止すること」をいう。</p> <p>③～⑤ （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p><b>【第3条第1項第6号】 発電支障事故</b></p>
<p>六 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 語句・文章の解釈</p> <p>① 「発電支障事故」：規則第1条第2項第10号に掲げる「発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなること」をいい、例えば、以下の事故が挙げられる。</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>②・③ （略）</p> <p>④ 発電支障事故の対象とする電気工作物は、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電線路に接続し、かつ、専ら発電事業の用に供するための発電設備（単一の発電設備の出力が10万キロワット以上であるものに限る。）を対象とする。</p> <p>(3) （略）</p>	<p>六 （略）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 語句・文章の解釈</p> <p>① 「発電支障事故」：規則第1条第2項第11号に掲げる「発電所の電気工作物の故障、損傷、破損、欠陥又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより当該発電所の発電設備が直ちに運転が停止し、又はその運転を停止しなければならなくなること」をいい、例えば、以下の事故が挙げられる。</p> <p>イ～ト （略）</p> <p>②・③ （略）</p> <p>④ 発電支障事故の対象とする電気工作物は、<u>一般送配電事業者</u>が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電線路に接続し、かつ、専ら発電事業の用に供するための発電設備（単一の発電設備の出力が10万キロワット以上であるものに限る。）を対象とする。</p> <p>(3) （略）</p>

改正後	改正前
<p>【第3条第1項第7号、第8号】供給支障事故</p>	<p>【第3条第1項第7号、第8号】供給支障事故</p>
<p>七・八 (略)</p>	<p>七・八 (略)</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 語句・文章の解釈</p>	<p>(2) 語句・文章の解釈</p>
<p>① 「供給支障事故」：規則第1条第2項第7号に掲げる「破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより電気の利用者(当該電気工作物を管理する者を除く。)に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限することをいう。ただし、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の停止が終了した場合を除く。」ことをいう。</p>	<p>① 「供給支障事故」：規則第1条第2項第8号に掲げる「破損事故又は電気工作物の誤操作若しくは電気工作物を操作しないことにより電気の利用者(当該電気工作物を管理する者を除く。)に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を緊急に制限することをいう。ただし、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の停止が終了した場合を除く。」ことをいう。</p>
<p>イ～ハ (略)</p>	<p>イ～ハ (略)</p>
<p>ニ 規則第1条第2項第7号中「当該電気工作物を管理する者を除く。」とあるのは、自家用電気工作物に事故があつて、その事故による支障が電気事業者に波及したことにより、当該自家用電気工作物設置者への電気の供給が停止又は使用が制限された場合には、それは供給支障とはみなさないという意味である。すなわち、専用線で受電している自家用電気工作物設置者の場合、自家用構内の事故のため、<u>一般送配電事業者又は配電事業者</u>の変電所の引出口遮断器がトリップして停電しても、これは供給支障事故とはみなさない。</p>	<p>ニ 規則第1条第2項第8号中「当該電気工作物を管理する者を除く。」とあるのは、自家用電気工作物に事故があつて、その事故による支障が電気事業者に波及したことにより、当該自家用電気工作物設置者への電気の供給が停止又は使用が制限された場合には、それは供給支障とはみなさないという意味である。すなわち、専用線で受電している自家用電気工作物設置者の場合、自家用構内の事故のため、<u>一般送配電事業者</u>の変電所の引出口遮断器がトリップして停電しても、これは供給支障事故とはみなさない。</p>
<p>② 「供給支障電力」：規則第1条第2項第8号に掲げている「供給支障事故が発生した場合において、電気の利用者に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を制限する直前と直後との供給電力の差」をいう。</p>	<p>② 「供給支障電力」：規則第1条第2項第9号に掲げている「供給支障事故が発生した場合において、電気の利用者に対し、電気の供給が停止し、又は電気の使用を制限する直前と直後との供給電力の差」をいう。</p>
<p>イ～ハ (略)</p>	<p>イ～ハ (略)</p>
<p>③ 「供給支障時間」：規則第1条第2項第9号に掲げる「供給支障事故が発生した時から、電気の供給の停止又は使用の制限が終了した時までの時間」をいう。なお、規則第3条第1項第7号又は第8号に掲げる供給支障電力を一旦超過した供給支障事故は、当該供給支障電力を超過した時間から、当該供給支障が解消されたときまでの時間を、供給支障時間という。ただし、配電線路に係る供給支障事故については、当該配電線路の発電所又は変電所の引出口遮断器が投入されたときに、当該配電線路に係る供給支障が終了したものとみなす。</p>	<p>③ 「供給支障時間」：規則第1条第2項第10号に掲げる「供給支障事故が発生した時から、電気の供給の停止又は使用の制限が終了した時までの時間」をいう。なお、規則第3条第1項第7号又は第8号に掲げる供給支障電力を一旦超過した供給支障事故は、当該供給支障電力を超過した時間から、当該供給支障が解消されたときまでの時間を、供給支障時間という。ただし、配電線路に係る供給支障事故については、当該配電線路の発電所又は変電所の引出口遮断器が投入されたときに、当該配電線路に係る供給支障が終了したものとみなす。</p>

改正後	改正前
<p>(3) (略)</p> <p>【第3条第1項第9号、第10号、第11号】他者への波及事故</p>	<p>(3) (略)</p> <p>【第3条第1項第9号、第10号、第11号】他者への波及事故</p>
<p>九・十 (略)</p> <p>十一 <u>一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する電気工作物、配電事業者の配電事業の用に供する電気工作物又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電気工作物の破損事故又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより一般送配電事業者、配電事業者又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故</u></p>	<p>九・十 (略)</p> <p>十一 一般送配電事業者の一般送配電事業の用に供する<u>電気工作物</u>又は特定送配電事業者の特定送配電事業の用に供する電気工作物と電氣的に接続されている電圧三千ボルト以上の自家用電気工作物の破損事故又は自家用電気工作物の誤操作若しくは自家用電気工作物を操作しないことにより<u>一般送配電事業者</u>又は特定送配電事業者に供給支障を発生させた事故</p>
<p>(1) 目的</p> <p><u>一般送配電事業者間、配電事業者間、一般送配電事業者及び配電事業者間</u>又は発電事業者から他の電気事業者への波及事故を規定したものであり、例えば、大規模発電所が脱落したり、基幹系送電系統を通じた電気事故の波及により大規模な供給支障を誘発したりするおそれがある。このため、電気事業者相互の協調のあり方等を検討する必要から、電気事業者から報告を求めるものである（規則第3条第1項第9号及び第10号）。一方、自家用電気工作物設置者については、その数も多く、自社の電気事故が他の電気事業者に波及しないよう、受電設備の保守、管理及び電気事業者と自家用電気工作物設置者との相互の協調のあり方等を検討する必要があるため、電圧3,000ボルト以上の電圧で受電する自家用電気工作物設置者から報告を求めるものである（規則第3条第1項第11号）。</p> <p>(2) 運用上の留意点</p> <p>① 電気事故は、本来、事故を発生させた側に責任があることが原則であり、発生した事故は設置者自身の施設内に留めるのが原則であることから、各種保護装置や遮断器を設置して波及事故防止対策を講じている。しかしながら、当該装置等が有効に機能しなかった場合など波及事故が発生した場合は、発端となった事故を発生させた電気事業者又は自家用電気工作物設置者から報告を求める。ただし、<u>一般送配電事業又は配電事業の用に供する配電線路等が自動的に再開路に成功した場合を除く。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>災害時等における緊急的な送電措置として地域独立系統の運用が行われる。地域独立系統内において系統側と需要側の保護協調を維持した運用ができない状</u></p>	<p>(1) 目的</p> <p><u>一般送配電事業者間</u>又は発電事業者から他の電気事業者への波及事故を規定したものであり、例えば、大規模発電所が脱落したり、基幹系送電系統を通じた電気事故の波及により大規模な供給支障を誘発したりするおそれがある。このため、電気事業者相互の協調のあり方等を検討する必要から、電気事業者から報告を求めるものである（規則第3条第1項第9号及び第10号）。一方、自家用電気工作物設置者については、その数も多く、自社の電気事故が他の電気事業者に波及しないよう、受電設備の保守、管理及び電気事業者と自家用電気工作物設置者との相互の協調のあり方等を検討する必要があるため、電圧3,000ボルト以上の電圧で受電する自家用電気工作物設置者から報告を求めるものである（規則第3条第1項第11号）。</p> <p>(2) 運用上の留意点</p> <p>① 電気事故は、本来、事故を発生させた側に責任があることが原則であり、発生した事故は設置者自身の施設内に留めるのが原則であることから、各種保護装置や遮断器を設置して波及事故防止対策を講じている。しかしながら、当該装置等が有効に機能しなかった場合など波及事故が発生した場合は、発端となった事故を発生させた電気事業者又は自家用電気工作物設置者から報告を求める。ただし、<u>一般送配電事業の用に供する配電線路等が自動的に再開路に成功した場合を除く。</u></p> <p>② (略)</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>況における波及事故については、報告の対象からは除く。</u></p> <p>【第3条の2第1項第4号】主要電気工作物の破損事故</p>	<p>【第3条の2第1項第4号】主要電気工作物の破損事故</p>
<p>四 (略)</p>	<p>四 (略)</p>
<p>(1) (略)</p> <p>(2) 語句・文章の解釈</p> <p>① 「主要電気工作物」：規則第1条第2項第3号に掲げているものをいい、別に告示する（平成28年経済産業省告示第238号）「主設備」から構成されている。</p> <p>② 「破損事故」：規則第1条第2項第5号に掲げるものをいい、電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること」又は「その使用が不可能となり、若しくはその使用を中止すること」をいう。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 語句・文章の解釈</p> <p>① 「主要電気工作物」：規則第1条第2項第4号に掲げているものをいい、別に告示する（平成28年経済産業省告示第238号）「主設備」から構成されている。</p> <p>② 「破損事故」：規則第1条第2項第6号に掲げるものをいい、電気工作物の変形、損傷若しくは破壊、火災又は絶縁劣化若しくは絶縁破壊が原因で、当該電気工作物の機能が低下又は喪失したことにより、「直ちに、その運転が停止し、若しくはその運転を停止しなければならなくなること」又は「その使用が不可能となり、若しくはその使用を中止すること」をいう。</p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(3) (略)</p>

附 則 (20220328 保局第2号)

この規程は、令和4年4月1日から施行する。